

## I 条例改正の背景（1ページ）

国は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目指して、個人情報保護制度の見直しに伴い、個人情報の保護に関する法律を改正し、令和5年4月1日から、国の行政機関、独立行政法人等、民間、そして、地方公共団体を対象とした全国共通のルールとすることとしました。

これに伴い、本市の個人情報保護制度の運用状況を踏まえながら、新たな個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）により制度を運用するため、現行の厚木市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）と関係する条例等を改正等するものです。

なお、厚木市個人情報保護条例については、改正部分が多いため、現行の条例を廃止し、新たな条例を制定する予定です。

## II 厚木市個人情報保護条例骨子（2ページ）

今後、改正法に基づき個人情報保護制度を運用していくこととなるため、条例で定めることができる内容は、改正法から委任された事項や、改正法の趣旨に反しない範囲で規定が許容される事項に限定されますが、市民の皆様からお預かりした個人情報を適切に管理し、個人情報保護制度を適正に運用していくために必要な事項を、次の1から16までのとおり定めることとします。

### 1 条例の題名（2ページ）

厚木市個人情報保護条例とします。

### 2 条例の目的（3ページ）

改正法の施行や個人情報の適正な取扱いの確保に必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的な人権を擁護することを目的として規定します。

### 3 用語の定義（4ページ）

条例で使用する用語の定義を定めます。  
改正法及び個人情報の保護に関する法律施行令の用語の例によるほか、「実施機関」、「個人情報取扱事務」の用語について、現行条例と同様の意義を規定します。

### 4 責務規定（6ページ）

個人情報保護制度を適正に運用していくため、実施機関及び個人情報取扱事業者の責務について現行条例と同様の内容を規定します。

### 5 個人情報取扱事務の登録（7ページ）

改正法では、対象者が1,000人以上の個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿への登録が義務付けられましたが、市では、1,000人以下の個人情報ファイルを利用する事務も取り扱っていますので、対象者数を限定せずに個人情報取扱事務登録簿を作成し公表することを規定します。

### 6 開示請求に係る手数料等（8ページ）

現行条例の取扱いと同様に、開示の手續に要する手数料は無料とし、資料の写しの交付に係る実費を負担していただくことを規定します。

### 7 開示決定等の期限（9ページ）

開示決定等までの期間は、開示請求があった日から14日（補正に要する期間を除きます。）以内とし、延長することができる期間を30日以内とします。

## 8 開示決定等の期限の特例 (10 ページ)

開示請求の対象となる保有個人情報大量であるために、開示請求があった日から44日以内(延長期間を含みます。)に開示決定等することで事務執行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、期限までに相当の部分について開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に決定すれば足りることを規定します。

## 9 理由付記等 (11 ページ)

開示請求があった保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、書面でその理由を示さなければならないことを規定します。

その場合に、その後開示できることが明らかなきときは、その旨(開示できる期日が明らかなきときは、その期日)を通知することを規定します。

## 10 開示の際の本人確認 (12 ページ)

保有個人情報の開示を受ける者がその情報の本人(代理人による開示請求にあっては、代理人)であることを示す書類を提示しなければならないことを規定します。

## 11 訂正請求及び利用停止請求の特例 (13 ページ)

改正法では、訂正及び利用停止の請求について開示請求前置としていますが、保有個人情報を含む行政文書を特定している場合は、開示請求を経ずに訂正及び利用停止の請求ができることを規定します。

## 12 訂正決定等の期限 (14 ページ)

訂正決定等の期限は、開示決定等の場合と同様に、訂正請求があった日から14日(補正に要する期間を除きます。)以内とし、延長することができる期間を30日以内とします。

また、訂正決定等に特に長期間を要するときは、相当の期間内に決定すれば足りることとし、訂正請求があった日から14日以内に、訂正請求者に対して書面で理由と期限を通知することを規定します。

## 13 利用停止決定等の期限 (15 ページ)

利用停止決定等の期限は、開示決定等の場合と同様に、利用停止請求があった日から14日(補正に要する期間を除きます。)以内とし、延長することができる期間を30日以内とします。

また、利用停止決定等に特に長期間を要するときは、相当の期間内に決定すれば足りることとし、訂正請求があった日から14日以内に、訂正請求者に対して書面で理由と期限を通知することを規定します。

## 14 個人情報保護審査会への諮問 (16 ページ)

個人情報保護制度の適正な運用に必要な施策を講ずる場合に、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときは、別に制定する厚木市個人情報保護審査会条例に基づき設置する厚木市個人情報保護審査会に諮問することができることを規定します。

## 15 運用状況の公表 (17 ページ)

市長は、毎年度、実施機関による個人情報保護制度の運用状況について、公表することを規定します。

## 16 施行期日等 (18 ページ)

この条例の施行日を令和5年4月1日とすることを規定します。  
この条例の施行に伴い、現行条例を廃止することを規定します。  
この条例の施行に伴い、現行条例の規定の適用関係に関する経過措置を規定します。

### Ⅲ 他の条例等の整備（19 ページ）

今回の厚木市個人情報保護条例の改正に伴い、制定し、改正し、又は廃止する条例等は、次のとおりです。

#### 1 厚木市個人情報保護審査会条例の制定（19 ページ）

開示決定等に対する審査請求について調査審議する機関として、厚木市個人情報保護審査会を設置するため、厚木市個人情報保護審査会条例を制定し、同審査会の組織及び運営に関する事項を規定します。

審査請求に係る審査については、高度な専門的知見が求められますので、審査会内に部会を設置し、対応することとします。

また、実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときに、厚木市個人情報保護審査会に意見を求めることができることとします。

#### 2 厚木市情報公開条例の改正（19 ページ）

厚木市情報公開条例に基づき設置している厚木市情報公開審査会についても、厚木市個人情報保護審査会と同様に審査請求について調査審議するため、部会を設置することができることとする改正をします。

また、実施機関については、厚木市個人情報保護条例に合わせて、消防長を加えることとする改正をします。

#### 3 規則で定める事項（20 ページ）

開示請求の決定により写しの送付に要する費用について、切手による支払とすることのほか、改正法の趣旨に反しない範囲で、現行の規則に規定されている手続等について規定する厚木市個人情報保護条例施行規則を制定する予定です。

#### 4 関係する規則や規程の廃止・制定（20 ページ）

現行条例の廃止に伴い、現行条例に基づいて制定されている厚木市個人情報保護条例施行規則、厚木市個人情報保護審査会規則のほか、各実施機関が制定している個人情報保護条例施行規則、個人情報保護条例施行規程を廃止します。

この条例による実施機関は、この条例に基づいて制定する厚木市個人情報保護条例施行規則の例によるものとする内容の規則や規程を制定します。

### Ⅳ その他条例や規則で定めない事項について（21 ページ）

改正法により条例で規定することを委任され、又は許容されている次の事項については、条例に規定しないこととします。

#### 1 条例要配慮個人情報について

現行条例に規定する要配慮個人情報の内容は、改正法と同一であり、また、本市において条例要配慮個人情報を規定すべき特別な事情はありません。

#### 2 情報公開条例の非開示情報との整合について

厚木市情報公開条例に定める非公開情報は、改正法の不開示情報の規定において網羅されていることから、同条例と整合を図るためこの条例に定めるべき非公開情報はありません。

#### 3 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について

この条例施行時には、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の導入は見送ります。そのため、この条例には、提案募集に係る手数料は規定しないこととします。

#### 4 口頭による開示請求について

改正法では、開示請求の方法について、書面によることとされ、口頭による請求は認められないこととされましたので、口頭による請求について規定しないこととします。

#### 5 死者に関する情報について

死者を本人とする情報については、この条例には規定せず、現行条例に準じた取扱いをしていくため、別に制度を設けることを検討しています。